第２７回全国高等学校少林寺拳法選抜大会申し合わせ事項

１　競技方法・競技規定

（１）団体演武について

ア　選手は８名まで登録ができ、そのうちの６名が演武を行うこととする。

イ　選手の変更は、登録されている者の範囲とし、変更が生じた場合は、その都度「出場選手 取消・変更届」を速やかに提出しなければならない。
なお、指定用紙による変更届の提出がない場合は、変更を認めない。

ウ　演武構成は６構成とし、１・６構成については、次に規定する単独演武基本法形よりそれぞれ１技選択して行い、２～５構成については、相対演武を行うものとする。

天地拳第一～六系、義和拳第一・二系、龍王拳第一・三系、龍の形(逆小手)、紅卍拳、白蓮拳第一系

エ　演武を行う者の最高武階の最終科目内の技を使用することができる。
なお、出場選手の変更により最高武階に変更が生じた場合は、使用できる技の制限も変わるため、演武の構成に注意すること。
但し、大会規則「第４章 第16条（２）①②」に規定する技の許容範囲については認める。

オ　上記「ウ」に規定する単独演武基本法形を行うにあたっては、少林寺拳法競技規則「第４章 第７条 取扱細則２（５）」に従い、開始時の構えから残心時の構えまでを定められた通りに行わなければならない。(※)
但し、攻防後に全転換・半転換を伴う「天地拳第三～六系、義和拳第一・二系、紅卍拳、白蓮拳第一系」については、全転換・半転換部分を他の体捌き、足捌き、運歩に置き換えることを可とし、その後の構えは不問とする。
※技に取り掛かる前の払いを行うことや、定められた構えとは別の構えから払いや運歩等を行った後に定められた構えとなることも認めない。

（２）組演武について

ア　組演武は２人での相対演武とし、「三人掛」は認めない。

イ　選手の変更は認めない。

ウ　「規定組演武の部」の内容については、別紙「第２７回全国高等学校少林寺拳法選抜大会 規定科目について」に示す通りとする。

（３）単独演武について

ア　選手の変更は認めない。

イ　少林寺拳法競技規則「第４章 第７条 取扱細則２（１）①」の「武階に相当する修得科目及び基本諸法、基本動作」には、「独鈷拳、如意伝、金剛伝(錫杖、半棒)」は含まれない。これらを行った場合は、不正確な動作として技術度及び該当する表現度にて評価する。

ウ　「規定単独演武の部」の内容については、別紙「第２７回全国高等学校少林寺拳法選抜大会規定科目について」に示す通りとする。

２　参加資格

本大会参加については、大会実施要項「１２．参加資格」及び大会規則「第２章 第３条 参加資格」に準拠すると共に、次に規定するいずれかの条件を満たすこととする。

（１）(公財)全国都道府県高等学校体育連盟少林寺拳法専門部に加盟する学校の少林寺拳法部員（同好会・愛好会を含む）であること。

従って、学校に部（同好会・愛好会等）がある場合は、部員以外の生徒の参加は認めない。

（２）(一財)少林寺拳法連盟の個人会員である生徒の参加については、在籍する学校に(公財)全国都道府県高等学校体育連盟少林寺拳法専門部に加盟する部（同好会・愛好会等）がない学校の生徒であること。

３　出場取消（棄権）・変更

（１）選手の出場取消（棄権）・変更が発生した場合は、速やかに当該校の引率責任者が、実行委員会（実行委員長）に所定の書式で「出場取消・変更届」を提出し、あわせて当該都道府県代表者（委員長）に報告しなければならない。
なお、「出場取消・変更届」の提出がない場合は失格扱いとし、出場は認めない。また、該当校の次年度の大会出場を認めない場合がある。

（２）選手変更は、団体演武についてのみに適用されるものであり、組演武及び単独演武の選手変更は認めない。
なお、一度提出した「出場取消・変更届」は、新たな「出場取消・変更届」が提出されるまで有効であるので、選手変更を要する場合は、その都度提出すること。

４　諸会議への出席

（１）専門委員長会議〔全国高体連少林寺拳法専門部・全国高校少林寺拳法連盟臨時総会〕について
ア　都道府県の専門委員長（高校連盟理事長）が出席するものとする。
イ　該当者が欠席する場合は、必ず代理者を立てる。

（２）引率責任者会議について
ア　実施要項「13　①」に該当する参加校の引率責任者（１名）が、必ず出席しなければならない。
なお、引率責任者が出席しなかった場合は、出場辞退（棄権）として扱う。
イ　引率責任者は、指定時間内に出場校受付を済ませなければならない。
なお、指定時間内に受付を行わなかった場合は、出場辞退（棄権）として扱う。

５　選手の服装・身嗜み・頭髪等

選手の服装・身嗜み・頭髪等については、少林寺拳法競技規則「第３章 第５条 細則」（※）及び大会規則「第４章 第 11 条」に記載の通りとするが、特に次の事項に留意する。

（１）服装について
ア　道衣の袖・裾の長さに注意し、極端に太いズボン等、明らかに体格に合っていないものは着用しない。
イ　帯の先端が膝下にまでなるような、極端に長い帯は着用しない。
ウ　ゼッケンは、道衣背部の上部縫い目にゼッケンの上辺が沿う状態で、上下左右の辺すべてを縫い付ける。

（２）頭髪について
ア　安全性の観点からも極端な長髪は避け、端正な髪形（髪が目に入らない、後髪がゼッケンにかからない）とする。
イ　頭髪の加工（染髪・パーマ等）は一切認めない。
ウ　長髪の選手で髪留めの使用が必要な場合は、金属・プラスチック製髪留め具やリボンなどの使用は禁止とし、黒又は紺色のゴム製髪留め具を後髪のみで使用する。

（３）装着・装具品等、その他

ア　競技出場中の眼鏡・コンタクトレンズ（ハードタイプ）の使用は禁止する。

イ　装飾品を身に着けることは禁止する。

ウ　原則として、サポーター等の装具の使用は不可とする。

※【参考】少林寺拳法競技規則「第３章 第５条 細則．服装規定」（抜粋）

①道衣・帯は少林寺拳法公認のものとし、体格に応じたものを着用する。
清潔感に留意し、汚れがひどい道衣は着用しない。
②袖章は規定通りのものを着用すること。（役職、資格に応じたもの）
③道衣の後襟、前襟下方、ズボン前上方に必ず名前を記入すること。
原則として、黒色で名前のみ記す。卍等の刺繍等はしない。
④道衣の袖はまくりあげないこと。
⑤上着の袖は「手首と肘の中間」、ズボンの裾は「足首と膝の中間に」位置する。
〔一般（中学生以上）〕
・袖の位置は、手首の関節から上に5cm以上、肘から下に10cm以上とする。
・ズボンの裾はくるぶしから上に10cm以上、膝から下に15cm以上、ズボンの幅は体格に応じたものとする。
※上記の数値については、直立で手を真っ直ぐ下ろした状態でそれぞれの関節中央部から計測した場合とする。
⑥中学生以上の男性拳士は原則として道衣の下にシャツを着用しない。女性、少年部拳士が道衣の下にシャツを着用する場合は、色は白色（※ワンポイント入可）とし、見苦しくないようにすること。
⑦帯は規定通りのもの（資格に応じたもの）を着用し、表面がすりきれて色がはっきりしないもの、あるいは見苦しいものや傷んだものは着用しない。

①⑤⑥の項目についての違反は直ちに服装規定違反とみなす。
他の項目についても違反が甚だしい場合は服装規定違反とみなす。
服装規定違反が認められる競技者については、出場を認めない（受賞対象外とする）。

６　競技出場前後の立ち居振る舞い

（１）競技出場前は、指定次待機場所（next corner）で、ウォーミングアップをして待機する。
なお、ウォーミングアップは、競技及び審査の妨害にならない程度での練習も可とする。
但し、気合いを出したり、投げを行ったりはしないこと。

（２）前の競技者が退場した後に、主審席対面（コート入場位置）へ移動し、選手名又は校名を呼ばれたら返事をし、合掌礼をしてからコートへ入場する。
なお、返事は力むことなく、凛とした姿勢で普通に「はい」とすること。（団体演武については、代表者１名が返事をすること。）

（３）コートへの入場前には、腕を伸ばして互いの間合いを確認するなどの行為はしない。
なお、組演武、団体演武においては、コート入場位置に一列横隊で整列すること。

（４）コートへの入退場は、凛とした姿勢で歩いて行い、ポーズをとる・掛け足で入退場する・歩調をとる等の、パフォーマンス的な行為はしない。

（５）コート入場後は、組演武は相対礼を行って、直ちに演武を行う。単独演武・団体演武は正面礼を行って、直ちに演武を行う。

（６）組演武は相対礼により終了とし、単独演武・団体演武は正面礼により終了とする。演武終了後は、直ちにコート外（主審席対面）に出て、正面に礼をして、控え場所に戻る。

７　開会式及び閉会式について

本大会に参加する選手は、道衣を着用したうえで、開会式・閉会式に参加することを原則とする。

８　予選通過者（組・チーム）の発表

予選通過者の発表については、公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部のホームページにアップロードする。（予選日の１９時を目安にするが、大会の集計作業により時間が前後する場合もある）

なお、決勝競技の演武の順番については、ＰＣ操作による乱数表によって決定される。

９　その他

（１）出場選手の選考にあたっては、都道府県高体連少林寺拳法専門部（高校少林寺拳法連盟）が主管する予選会を実施しなければならない。

なお、高体連専門部（高校連盟）がない県においては、本大会の趣旨に沿って、都道府県少林寺拳法連盟が代務して予選会を開催することを認める。

（２）予選会については、原則として、本大会の実施要項・申し合せ事項・大会規則に準じて行わなければならない。

但し、開催地の諸事情により本大会に準じた予選会の実施が困難で、実施内容を変更しなければならない場合は、事前に(公財)全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会へ上申し、許可された場合に限り、変更して実施することができる。

（３）引率責任者が実施要項「13　①」に該当しない場合は、選手の出場を認めない。

（４）本大会競技中の応援、声援については可とする。むしろ積極的に秩序ある応援をしあい、大会を盛り上げるよう努めること。

（５）各校の部旗等の掲示は可とする。

但し、実行委員会側が認める規定に基づいた範囲で、掲示すること。

（６）本大会への質問、疑義・異議の申し立てについては、全国高等学校少林寺拳法選抜大会「疑義・異議申し立てに関する細則」の通りとする。

以上